

令和7年3月6日
総務部コンプライアンス推進担当

江東区コンプライアンス基本方針について

1 策定の経過

区民の信頼に応える「クリーンで公正な区政」を実現するためには、これまで以上に全庁一丸となってコンプライアンスの推進に取り組んでいく必要があることから、江東区コンプライアンス推進委員会設置要綱に基づき設置した江東区コンプライアンス推進委員会等において検討を行い、全職員が意識すべき行動規範等をまとめた「江東区コンプライアンス基本方針」（以下、「基本方針」）を令和7年1月に策定した。

2 基本方針の主な内容

(1) コンプライアンスの定義

本区におけるコンプライアンスを、「法令等の遵守や高い倫理観に基づき正しく行動することはもとより、社会的要請や区民の期待に応じていくこと」と定義する。

(2) コンプライアンス推進目標

コンプライアンス意識を醸成するための基盤となる職場づくりに取り組むとともに、全ての職員がコンプライアンスを意識した行動を実践し、質の高い行政サービスを提供することによって、「区民から信頼される区役所の実現」を目指す。

(3) コンプライアンス行動規範

コンプライアンス推進目標を達成するため、全ての職員は以下の4つの行動規範に沿った行動の実践に取り組む。

- ① 服務規律の徹底と公務員倫理の保持
- ② 適正な事務執行
- ③ 良好な職場環境の確保
- ④ 信頼される区民対応

3 令和7年度における新たな取組

新たに以下の取組等を実施することで、コンプライアンスの一層の推進に取り組んでいく。

- ・コンプライアンス推進アドバイザーの設置（客観性・透明性の確保）
- ・公益通報相談員の設置（職員が通報しやすい内部公益通報制度の構築）
- ・コンプライアンス推進月間の実施（研修・啓発等による職員の意識醸成）